



「特別の教科 道徳」の不可能性と危険性

池田

はじめに

2015年3月、文部科学省は「道徳」を教科にする学校教育法施行規則の一部改正および学習指導要領の一部改訂を公表した。この「教科化」の背景として、これまで学校現場が道徳教育に熱心でなかったことがいじめや少年犯罪の深刻化を招いている、との認識(言説)がある。では、本当に、道徳を教科にするといじめ等が解決されるのか。その前に、道徳教育の不十分さ(これ自体を定義し、かつ実態を明らかにする必要があるが)がいじめ等の原因や要因であることが証明されていなければならない。しかし、教科化を進める中教審等の文書にはこの点は自明のことであると言わんばかりに、分析はされていない。しかも、道徳教育によって育成される意志や態度は、「確かな学力や健やかな体の育成などの基盤ともなる」として、すべての教科学習の基盤としての「道徳教育」が位置づけられている。まさに「特別の教科」として、かつて「修身」が筆頭教科であったような位置づけになるのではないかとの懸念を強くさせる。

最近の若者は日本語が乱れている、敬語の使い方がおかしい、漢字が書けないなどといったことが言われて久しいが、国語はずいぶん前から「教科」である。しかも学校では熱心に取り組まれているはずであり、入試科目の中心的位置も占めている。だとすれば、言葉の「乱れ」は、学校教育でそのことに熱心でないことが要因なのではなく、また、教科にすれば質されるといったものでもないことがわかる。ここで問われねばならないのは、そもそも言葉は「乱れ」ているのか、という点である。「乱れ」ではなく、時代による「変化」なのではないか。「道徳」についても同様に考えられないか。

目次

「特別の教科 道徳」の 不可能性と危険性	1
吉峯啓晴弁護士の逝去を悼む	8
光州抗争・5月運動年表	9
第21回交流会光州大会実施要項	12
短信	14

「優しくしましょう」「いじめはいけないことです」といったことを知らないから、その結果として「いじめ」が起こっているのではないことは、学校現場の教職員は、みな理解している。また、典型的な徳目であれば、良くも悪くも、日常生活の実際的な場面で確実に子どもたちに伝わっている。必要なのは、たとえば、学力テスト競争等によるストレスや経済格差による貧困問題への着目、また、子どもの声をゆっくりと聞く時間的ゆとりの確保こそがいじめ等への対応として欠かせないといった、実践に裏付けされた学校改善であろう。

では、道徳の教科化は、いったい何をめざしているのか。結論を先取りすれば、人々の行動を規制することによって民主的な社会そして国家のあり方を否定すること、別の言い方をすれば、人々の内心を公的に問題にしようことの承認にあるのではないか。討論などを通して子どもたちが活発に意見を出し合う道徳の授業になる、という教科化推進論もあるが、そのような手法であれば、これまでの「道徳の時間」において十分に実践されてきている。逆に問われねばならないのは、教育の方法に関して、このように学習指導要領等によって言及されることの権力性の問題である。

そこで、憲法等の規定を参照しつつ、道徳の教科化のどこに問題があるのかを整理してみたい。

1 立憲主義が定着していない現状

日本国憲法 13 条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定し、個人がどんな生活をするかの「自由」を保障している。これは、国家がその支配の根拠を、人々の生活についての内容的価値に置かないからこそ成立するものである。これは近代立憲主義の大前提である。

ところが、日本においては、支配の妥当性を特定の価値内容に求めてきた。その具体が、「教育勅語」だったのである。そこでは、何が国家のためになる価値なのかが列挙され、それを教育を通して内面化させることが求められたわけである。その方法として「修身」があった。ここでは「私的」「個人的」「自由」といった用語は、国家の価値に反するものとして負の意味を与えられることになる。

道徳は個人の良心の問題、また生き方の問題であるから、そこに権力的に介入することはできないのであるが、しかし、この形式論がなかなか生活実感として定着しないのはなぜなのか。やや遠回りになるかもしれないが、「健康」を例に考えてみたい。

2 健康と国家の関係

日本国憲法 25 条は、その第一項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とし、その権利を保障するために、つづく第二項で「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と、国の責任を規定している。これは「生存権」の規定であり、立憲主義の考え方をよくあらわしている。

ところが、2002 年の健康増進法が、この権利と責任の関係を逆転させた。その第 2 条は、「国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。」と規定することで、健康であることを



「権利」から「義務(責務)」に変えてしまった。しかも、「生活習慣」を俎上にのせることによって、病気になるのは本人の生活の仕方に問題があるからだという自己責任論で健康問題を位置づけようとしている。本来、権利保障の問題、つまり社会的な課題として設定されるはずの「健康」に関して、それを「構造や制度のなかで文脈化せずに、個人の生理的・心理的な適応をひきだすためにデザインされた治療モデルにあてはめよう」としているわけである(八木晃介『健康幻想の社会学』批評社、2008年、13頁)。健康を国民の義務として規定し、その良好である指標を「生活習慣」というきわめて私的で、また文化・民俗の領域でもあるものに求めようというこの論法は、義務としての健康を維持しているかどうかを権力的にチェックすることを正当化してしまう。

たとえば、健康増進法の第10条は、厚生労働大臣に、国民の身体の状態・栄養摂取量・生活習慣の状態を明らかにするための調査権を与え、また、その第16条で、国及び地方公共団体は、国民の生活習慣とがんや循環器病等との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならないとしている。

このとき問題になるのは、このような「不健康のあぶり出し」が個人の生活の自由を脅かし、行動の規制、価値の統制になっていることに気がつかず、「健康であることは良いことだから」という単純な納得の仕方で、自ら進んで「義務としての健康」に服していく心性である。ここでは、このような健康至上主義が一定の人々の身体状態についての偏見と差別をもたらすものだということへの反省的思考は育たない。

こうして、一見すると良いことのように思われ、それゆえに広く受け入れられる言説を通して、公権力による個人の「私的な領域」への介入がはじまる。しかも、そこには必ず価値判断が伴う。つまり、この場合、ある種の食習慣や運動習慣等が「逸脱」とされ、「医療化」されていくのである。「たんなる煙草の吸いすぎや肥りすぎそれ自体が『逸脱』と判定され、『喫煙病』や『メタボ』の医学的診断名によって治療の対象として設定される」ということになる(八木、前掲書19頁)。

しかも、健康であることが責務なのだから、そのような「不健康」な生活は改善されなければならない。そもそも個人の生活の「習慣」が問題なのであって、病気にならなかったとしても、その「生活のあり方」を問題視することができる。つまり、「予防」と称して、すべての人の「生活」を規制していくことができるのである。

このように私的領域の自由に対する権力的介入が、内容的価値を示されることによって、実に簡単に浸食されてしまう、しかもそのことへの危機感をほとんど感じずに、むしろ良いこととして受け入れてしまうわたしたちの発想が問題にされなければならない。

そして、ここで検証した「健康」問題は、「道徳の教科化」と同じ性質をもっている。

3 「教科化」を支えているもの

あらためて。今回の道徳の教科化を支えている発想を確認しておく。

1958年に、特設の「道徳の時間」が、文部省告示文書として小・中学校の学習指導要領の「道徳編」だけが先行するかたちで公示され、ここに道徳教育の公教育(学校)でのひとつの位置づけ方が示されたわけだが、内容として「日本人としての自覚を持って国を愛し」という文言が明示され、告示文書として法的拘束力をもつと言われることで、価値の決定者としての国家による道徳教育がはじまったのである。

この動きを加速させたのが、1966年の「期待される人間像」である。そこでは、天皇への敬愛が日本国への敬愛に通じるという論法が取られ、その後の学習指導要領の改訂に大きな影響を与えている。同時に、青少年問題と学校での道徳教育とが因果関係的に語られていく言説もこの文書において確立され、この発想は、1997年の少年による神戸での殺傷事件、それを受けての中教

審での「心の教育」を契機に世論に定着し、今日の「道徳の教科化」のひとつの大きな理由・背景として受け入れられることになっていった。これは、道徳教育の効果を行動や心の規制に見出そうとする考え方が、世論から一定の支持を得ているということである。「いじめ防止法」の制定や学校と警察との連携などとともに「道徳の教科化」は語られているのである。

●参考として・・・国家の成り立ちやそのイメージの問題(口頭で説明します)

これは、「愛国心」論議の際にも、注意しなければならない点。



「日本の国を図であらわしてください」と言われたら、何を書きますか。

「日本文化というと、北海道から沖縄まで日本列島の中でおさまる文化だけを考えてしまいますが(中略)国境を越えて共通する文化もたくさんあったんです。例えば沖縄、台湾、中国本土と重なり合う文化ですね。一方で、国内はみな同じかという決してそうではない。(中略)ですから、文化を考えたときには現代の国境の概念を外して考えなければ理解できないのです。大昔から今の国境で区切った日本というまとまりがあって、そこ的人是はみな『日本人』であり、『日本の伝統文化』を共有していた、などというのはまったくの幻想なのです。」

(白水智 『日本の伝統文化』教育をどうとらえるか、国民教育文化総合研究所『教育と文化』第49号、2007年10月、62頁。)



4 教育内容決定の不可能性

教科にしていくためには、教育内容を決定する「よりどころ」が不可欠である。今日の「特別の教科道徳」は、何に基づいてカリキュラムを構成しようとしているのか。端的に言えば、もちろん明言されているわけではないが、それは教育勅語であろう。部分的な文言を拾い出して、そこに現在にも通じる徳目を見つけることで教育勅語の価値の復活を図ろうとする動きはつねに存在してきた。そして、この勅語を実質的に参照することで、2006年の教育基本法「改正」を果たした同じ首相の下で、ついに2015年に、道徳が教科となったのである。

参照) 教育勅語における12の徳目は11のキーワードで整理することができ(孝行、家族愛、友情・信頼、節度・節制、親切・思いやり、努力、知識・啓発、向上心、勤労・公共精神、規則尊重、愛国心)、それらは1958年以降の「道徳の時間」で扱う内容に反映され、2015年の「特別の教科道徳」にそのまま引き継がれている。徳目の内容等の詳細は、中央大学池田賢市研究室と東京学芸大学大森直樹研究室が合同で作成した教育資料「道徳の内容の歴史—1890～2015年」を参照されたい。このデータは東京学芸大学大森直樹研究室のホームページからダウンロードできる。

http://www.u-gakugei.ac.jp/~omori/dotoku_naiyou_rekishi.pdf

しかし、「徳目」が社会的な人間活動の具体を離れて、そのものとして成り立つという発想自体

に道徳教育の教科化の不可能性が内包されている。

価値の問題に関しての善し悪しやその普遍性を語ることには、少なくとも科学的・学問的領域においては、慎重でなければならない。権力と価値の接近は、民主主義社会にとってきわめて危険なものとなる。だからこそ、人々は憲法をつくって、権力に歯止めをかけ、自由と権利を守る必要があったのである。

5 教科として道徳的判断を対象とすることの不可能性

また、道徳的判断は、きわめて具体的で個別的な性質をもつ。人々は、日常生活の中で、その時々状況に応じて行動を選択している。具体的な行動の可能性やその優先度等は、一律に考えることはできない。これはごく当たり前のことであり、また、そのような複雑な過程として道徳は存在している。それは、各人の生活のありよう、人間関係のありようと深く関連し、体系化できるような一般性をもつものではない。

このような道徳の実際を考えるだけでも、その「教科化」が不可能であることが想像できよう。抽象的な「徳目」であれば、たしかに列挙できるだろうが、それは、まさに学校教育全体の中ですでに子どもたちに伝えられている。「やさしさ」や「おもいやり」などに高い価値が与えられていることは、おそらくすべての子どもが知っている。

つまり、数学や国語のようなカリキュラムが、「道徳」においては成り立たないということである。応用不可能な一回性として、道徳は人と人との関係を成り立たせている。その具体・個別の場面が生起する前に、ある行動や判断の是非を道徳的に示すことはできない。道徳とは、一定の解法を習得すれば問題解決に結びつくといったものではない。

逆に考えれば、教科であるためには、それが対象とする現象への科学研究が不可欠であり、それはその現象の中に画一性と合理性の観点を導入することになる。とするならば、「道徳の教科化」は、「道徳」という現象を画一性と合理性においてとらえていく(評価していく)ということになる。生活の具体の中でしか意味をもたない道徳という社会的現象そのものを教科の内容にすることはできない。

文科省は、実はこのことをよく理解しているのだろう。だからこそ「特別の教科」としか位置づけようがないと思ったのかもしれない。しかし、そのことで何かが解決されることはなく、むしろ、「基礎的」教科としての重きを置かれることが懸念される。

6 権利論の欠落

道徳の「教科化」に反対する理由としてよく語られることとして、特定の価値の押しつけになるのではないかと懸念がある。これに対して中教審はその答申(「道徳に係る教育課程の改善等について」2014年10月21日)の中で、「特定の価値観を押しつけたり、主体性をもたず誰かに言われるままに行動するよう指導したりすること」は、道徳教育の使命ではないと述べているのだが、そのすぐ後に、「これまで受け継がれ、共有されてきたルールやマナー、共同体の中で大切にされてきた様々な道徳的価値などについて(中略)一定の教育計画に基づいて学び、それらを理解し身に付け」ることを道徳教育の内容としている。また、「社会のルールやマナー、人としてしてはならないことなどについてしっかりと身に付けさせることは必要不可欠である」とも述べられている。その他にも多くの価値内容をしっかりと書き込んでいる。

本当に「主体性をもたず誰かに言われるままに行動する」ことを否定したいのなら、子どもの権利条約でも確認されている「意見表明権」そして「子どもの最善の利益」が、きわめて重要な権利保障として参照され、それを学校の中に位置づけていく方法が明記されなければならない。

ところで、「誰かに言われるままに行動する」と言ったときの「誰か」の中に「教員」は入っているのだろうか。教員の言うままに行動することを子どもに期待してはいけない、との解釈は、おそらく許されないだろう。

いずれにせよ、このような権利を基盤とした教育については、今回の「教科化」の論議の中ではまったく言及されていない。

7 内心へのまなざし

このように、実質上、価値の押しつけという結果になることを批判しつつも、別の部分を重要な問題としたい。それは、道徳の「内容」ではなく、教科にするという「形式」の問題である。

まず確認しなければならないことは、道徳が教科になることの最大の問題は「評価・評定」をしなければならないということである。今後、指導要録には「評価欄」がつくられることになる。道徳的な判断が、個人の生活や人間関係の積み重ねの結果であるかぎり、それを「評価」することは、本来的にはできない。一般的な価値を理解することと、実際の間人間関係の中でどう行動するかは別事象であるのだから。

それでも評価しなければならないとすれば、「評価」という枠組みを先に立て、そこから、道徳という社会的現象をとらえようとすることになる。いわば評価するための教育になっていく。数値や記号による評価ではないと言われていることをもって、その統制の緩和をイメージしてはならない。問題は「評価する」という行為そのものにある。言葉による表現であろうが、評価するためには「基準」が必要である。そして、どのような方法をとろうが、最終的には、評価は教師が行うことになる。

道徳が価値の問題であるかぎり、それを評価するということは、人の内心のあり方を公権力が問題視しようということ認めることになる。その内容はここでは問題ではなく、そのような「まなざし」の向け方が公認される点が重要なのである。このような「形式」さえ承認されてしまえば、そこにどんな内容を盛り込ませるか、あとからじっくり練り上げればよいのである。しかも、それは学習指導要領の改訂という形で実施可能なものであり、法律改正のような手続きはいらない。愛国心の押しつけになる等の教科化批判は現実的な観点から必要である反面、そのような内容やまた評価の方法さえ合意がとれてしまえば、反対の根拠は弱まってしまう。おそらく、教科化を推進する側は、まずは「教科にする」こと自体を優先するはずである。したがって、そのためには、いろいろな妥協案が出されることになるのではないか。

心の中への権力的介入は、その内容や方法の如何にかかわらず、人々の自由や権利を脅かすことになる。

8 行動規制としての「教科化」

「評価」の問題の第一は、その基準の客観性の確保ということになる。しかし、心の中は(本人でさえ)正確にはわからないのだから、また、そもそも見えないのだから、基準にしようがない。とすれば、「行動」に着目するしかない。たとえば「おもいやり」という徳目は、どのような行動や発言になってあらわれるのかを「一対一対応」(に近い形)で用意し、それに当てはめて子どもの徳目の理解や習得の程度を測っていくことになるだろう。これなら、むしろ数値化できるのである。そもそも評価基準を用意した段階で、「ことばによる評価」というのは特別な意味をもたなくなってしまう。子どもが考えた内容そのものを既述することであれば、それはことばでしか表現できないが、それでは「評価」したことにはならない。その考えた内容について、その特徴を見極め、基準に当てはめてその度合いを判断しなければならない。ここでは、授業の方法として「議論」しようがしまいが、まったく関係がない。問題はプロセスではなく、その結果、子ども

たちに判断が下されるという点にあるからである。

このような道徳の授業は、子どもたちにとっては、「本音と建前」を使い分け、教材として示された事例に対して何が望ましい発言・行動かをあてるゲームの時間となるだろう。ここでは、自らの経験に根ざして真剣に考える必要はない。そんなことをしていたのでは多様すぎて、一般的な判断などは不可能だからである。こうして、パターン化された行動様式が一律に広がっていくことになる。

むしろ、道徳の教科化を推進する側は、そのことで心の統制などできるとは考えておらず、また、それはあまり重要なことではなく、人が何を考えていようが、予測可能な行動さえとってくれば問題はない、ととらえているのではないか。内心ではどんなに政府を批判しようが、行動の面でそれが出なければ、権力を専横的に行使したい者にとっては何の問題もない。どういう行動が望ましいとされるかは、教科になった道徳において評価されることを通して学んでいくことになる。繰り返すが、それがどのような行動であるかは問題ではなく、内心を表現する行動が評価の対象になるということ、人々がそのことに疑問をもたなくなっていくことが教科化の問題点であり、そのねらいでもある。

9 どんな「道徳教育」が必要なのか

現実の学校の中で教員は、子どもとの具体的なかかわりを通して、道徳性に関する教育をしてきている。そして、道徳的な判断力や感受性といったものは、教科として教えられて身につくものではないということも理解している。一方、子どもたちは、道徳的判断をそれぞれの生活の中で繰り返し、就学以前に知らず知らずにそれを身につけてしまっている。むしろ学校は、それらの道徳が「ぶつかり合う」場であるからこそ、それらを調整していく人間関係のあり方を、実際の具体的な関係の中で学ぶ場でなければならない。

しかし、教科化にこだわれば、人々の生活の中での自生的な道徳とは切り離された道徳を制度化させていくことになる。そこで扱われる道徳は「展示品としての道徳」の体をなすだろう。グローバル化と言われながらも、さまざまな価値のぶつかり合いが回避されてしまえば、合意を取りながら社会を形成していく市民は形成されない。

おわりに

多様であるという状況は、多数派にとっては、自らの意図がすぐには通らない「やっかいな」状況と映るかもしれない。では、批判を許さず押し切るにはどうすればよいのか。人々が自ら進んで多数に迎合してくれればよいのである。道徳の評価は、そのことを実現してくれる。心の中ではどう思っているかが、従ってくれるのなら問題はないのだから。

このような体制が整えば、道徳内容が重要となってくる。実際に、いわゆる「日本の伝統文化」を核とした規範がその内容となることは、中教審の文章からも明らかである。それを愛国心と呼ぶかどうかは議論になるだろうが、「グローバル」な多文化状況のなかで、価値の相対化や多様性の承認を基盤としながら、いかにして新たな価値をつくり出していくかが問われている今日において、さまざまな背景をもつ子どもたちが集う学校という場だからこそ、既成の価値にとらわれない合意形成の過程が学ばなければならない。「特別の教科道徳」のあり方は、このようなことは想定していない。

いまわたしたちが意識しておかなくてはならないことは、道徳の教科化という「形式のもつ権力性」であり、実際の実践場面では、さまざまな価値を調整していく人権(権利)の視点を核にすえるということではないか。

日韓合同授業研究会顧問 吉峯啓晴弁護士の逝去を悼む

善元



知らせは5月23日に受け、私は言葉が出なかった。吉峯啓晴さんとの出会いは1987年、私の日本語学級の強制異動の裁判からである。当時、中国・韓国の残留孤児の子どもたちの教育から半ば杓子定規のように強制されることに対して異議申し立ての弁護をしたときからだ。吉峯さんが東京弁護士会に所属してから10年目である。これは吉峯さんのモットー「依頼者に寄り添う弁護士でありたい」で、吉峯さんには常に依頼者に寄り添い、そしてその底流に吉峯さん独自の人権思想があった。

日本図書館協会選定図書になった著書「法令基本的人権六法（三五館）」でもわかる。「世界人権宣言」「国際人権規約」などから「日本国憲法」までの人権を据えた解説である。通夜、告別式に参列したが1500人を越える弔問客、みな私が吉峯さんと一番親しいとでも言いたげな顔で、どの顔もあまりにも急なことに戸惑っているようであった。日本語学級の裁判が終わってからも付き合いは続いた。8年後の1995年日韓合同授業研究会の顧問を快く引き受けてくれた。

また清武・元読売巨人軍代表の内部告発裁判、君が代ピアノ伴奏拒否裁判や、土肥・元三鷹高校長の裁判など人権派弁護士として、また「高校無償化」法案から朝鮮学校を排除に対して、332人の連署による「排除反対」の意見書も出した。吉峯さんは常に健康に留意するように言い、「善元さんがなくなったら僕が弔辞を読むから…」と言っていた。そんなことを思いながら、私は吉峯さんの意志を受け継ぎこの研究会を続けていきたい。改めて、心よりご冥福をお祈りします。お世話になりました。

光州抗争・5月運動年表 ナガンチェ『光州抗争の歴史づくり』2013より作成

1960	4・19革命 李承晩政權を倒す
1961	朴正熙の軍事クーデター
1972	維新体制
1973	金大中拉致事件
1974	民青学連事件 死刑8名(即執行) 無期懲役7名ほか(2001 無罪確定)
1975	張俊河疑問死事件 東一紡績事件
1978	YH貿易女性労働者、新民党舎籠城墜落死事件
1979	金泳三、懲戒除名事件 釜馬闘争 釜山10・16~18「独裁打倒 維新撤廃」の大規模デモ 軍隊出動し鎮圧 馬山10・18~20 大規模デモ 軍隊出動し鎮圧

	<p>10・26 朴正熙、射殺される 崔圭夏、大統領に</p> <p>12・12 軍事クーデター 全斗煥ら新軍部台頭 ソウルの春</p> <p>11・24 結婚式に偽装し民主化示威、逮捕・拷問 ヘッテ製菓・清溪被服労組・東一紡績など労働争議</p>
1980	<p>4月 舍北炭鋳抗争</p> <p>5月 学園の民主化闘争 ソウル15万、全国数10万の学生デモ</p> <p>5・17 全斗煥クーデター 国会解散 全国に戒厳令 各大学は軍隊が占拠 光州抗争</p> <p>5・18 全南大学生デモ 戒厳軍の野獣のような暴力</p> <p>5・19 デモ拡大、市民も参加 空輸部隊投入 市民、バリケード設置 「殺人者全斗煥退け」「先だったものと共に死のう」</p> <p>5・21 市民、鉄パイプ持ち始める 群衆30万、戒厳軍・空輸部隊の銃撃 木浦・海南から武器もたらされる→市街戦 戒厳軍・空輸部隊撤収 市民勝利 光州共同体、国家権力から解放</p> <p>5・22 地方では戦闘続く 良民虐殺</p> <p>5・26 戒厳軍侵入 市民軍と交戦</p> <p>5・27 朝、市民軍敗北</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 非武装市民の示威に対する軍の野蛮な残酷さ ② それに対する市民の総体的抵抗 ③ 市民の勇氣ある抵抗と高度の共同体意識 ④ 生き残った者の悔いが次の運動に引き継がれた <p>5・31 戒厳司令部「光州事態の全貌」発表（北韓・金大中の扇動による 軍撤退後、光州は無法地帯）</p> <p>6・1 光州大司祭団「光州事態に関する真相」で反駁 追悼ミサ・祈祷会続く</p> <p>8・27 全斗煥、大統領に 戒厳令下の厳しい統制 おののく光州 抵抗続く 犠牲者遺族 遺体探し、「暴徒の親」、監視・弾圧・懐柔 遺族会結成 学生たち印刷物配布、投身・焼身自殺 拘束者続出 拘束者たちは狭い部屋・暑さの中 で拷問に抵抗 差し入れ禁止・面会禁止に抗議し 200名が断食闘争（拷問の目的は「北 韓の扇動、金大中主導による内乱」をでっちあげること）</p> <p>10月 軍事裁判 起訴 404名 弁護人と接見させず公判日を家族に知らせない 死刑 5名 無期懲役 7名 5-20年刑 163名 拘束者家族会は血書嘆願、明洞聖堂籠城など釈放を要求→1982. 12 全員釈放</p> <p>12月 光州米文化院放火事件 カトリック農民・学生ら 沈黙を破り光州を生き返らせる 反米運動の契機</p>
1981	<p>一周年追慕祭 警察の圧力の中で 追悼ミサも禁止 民主化運動家ユンハンボン、アメリカに亡命（1993 帰国）</p>

1982	<p>ミサで全政権を批判し連行される、示威に催涙弾発射など</p> <p>3月 釜山米文化院放火事件 米とマスコミを批判 →当局、教会を追及 死刑2名 無期2名を含め16名に有罪判決</p> <p>大学では 構内に私服警官 卒業定員制→試験の成績が大事になる 学徒報国団 活動家は軍隊に送られ疑問死 負傷者に国家の支援なし(負傷後死亡376名 うち自殺者39名) 負傷者家族ら、治療支援・生活支援・拘束者釈放要求→青瓦台籠城事件</p> <p>10・12 パクグァンヒョン(全南大総学生会長)獄中断食死亡事件 一旦身を隠し82年4月拘束 在所者の待遇改善を要求し断食→拷問→衰弱し死亡 各地で抗議活動、当局、埋葬にも干渉 1987望月洞に移される</p> <p>5・18記録出版運動 ① 『80年5月光州白書』</p>
1983	<p>1・24 戒厳令解除</p> <p>学生たちの運動活発化 投石と催涙弾</p> <p>3月 全国の大学で総学生会、復活</p> <p>9月 大邱米文化院爆発事件</p> <p>12月 卒業定員制・学徒報国団・大学の私服警官廃止 1,363名の除籍者復学 拘束者172名釈放 服役者159名仮釈放</p> <p>望月洞墓地守護闘争 民主化運動の象徴となったため、当局は126基の墓をよそに移させようとする (移せば慰労金を支給) 遺族会の分裂を図る (26基移葬) 遺族たちの抵抗</p>
1984	<p>学生の動き活発化 解職教師も</p> <p>5月 初めて望月洞にソウルの民主人士ら参拝 全南大生3000名、バスを止められ10キロ歩いて参列 望月洞は、民主化運動の象徴となる 追慕に終わらず責任追及に発展 望月洞から市内へ、全国に広まる勢い</p> <p>負傷者たち、医療支援・生活支援・福祉施設拡充を要求</p> <p>拘束者団体① 5・18拘束者協議会、遺家族・負傷者・社会運動家を含め、幅広く民主化活動</p> <p>②光州5・18民衆革命犠牲者慰霊塔建設及び記念事業汎国民運動推進委員会 →94年、5・18記念財団</p>
1985	<p>5・18記録出版運動 ②『死を越え時代の暗黒を越えて：光州5月民衆抗争の記録』 草の光出版より作家黄哲瑛の名で</p> <p>4月 全国学生総連合結成 三民闘、ソウルの米文化院占拠</p> <p>5・18 遺族会、警察車を襲撃</p>
1986	<p>負傷者会会長、全斗煥来光にあたり自宅軟禁、抵抗し懲役刑→断食闘争</p>
1987	<p>拘束者団体③ 5・18光州民衆抗争同志会→光州とソウルの活動家連帯し、 民主憲法爭取国民運動本部→6月抗争の中心組織となる</p> <p>全国大学生代表者協議会結成</p> <p>6月抗争 6・10-29 全国37都市でデモ</p> <p>6・29 大統領候補盧泰愚、大統領直接選挙制・改憲を含む民主化宣言</p> <p>10・29 国民投票、大統領直接選挙制成立</p> <p>政府、抗争の正当性を認める 虐殺を正当化できなくなる→責任者処罰運動高まる</p>
1988	<p>盧泰愚、大統領就任 国会では野党が多数</p>

	<p>4月 盧泰愚政府、光州事態治癒対策発表 ①暴動ではなく民主化運動と認定 ②光州市民と国民に公式謝罪 ③ 遺家族支援・慰霊塔建設支援など</p> <p>5月 望月洞墓地で大規模追慕祭</p> <p>10月 光州民衆抗争同志会、全斗煥ら9名を内乱目的殺人罪などで告訴 国会に光州民主化運動真相調査特別委員会設置</p> <p>11月一翌年1月 聴聞会 全国にナマ中継 蛮行の実態明らかに 全斗煥、謝罪声明 白潭寺に隠遁 「逮捕決死隊」数度にわたり、全斗煥を寺から連れ出そうとする</p>
1989	<p>現場検証 暗埋葬された遺骨発見 ドラマ「母の歌」 ドキュメンタリー「光州は語る」放映</p>
1990	<p>光州に7万名集まり、10周年行事 5・18記録出版運動③『光州5月民衆抗争資料全集』発刊</p>
1991	<p>5月 30万名街頭デモ、盧泰愚退陣を叫ぶ</p>
1992	<p>もと戒厳司令官ら、12.12クーデターで、全斗煥ら新軍部を反乱罪で告訴→起訴猶予</p>
1993	<p>金泳三、大統領就任 「真相究明は歴史にゆだねよう」と発言</p>
1994	<p>金大中内乱陰謀事件被害者ら、全斗煥らを内乱嫌疑で告発 11.23 検察、調査に着手</p>
1995	<p>7・18 検察、「公訴権なし」と発表 →特別法制定運動高まる 各地・各分野で声明・集会・デモ 明洞聖堂150日間籠城 11・4 「国民行動の日」 11.16 盧泰愚、4600億ウォン収賄容疑で逮捕 全斗煥、反乱首謀容疑で逮捕 12.19 「5・18民主化運動等に関する特別法」成立</p>
1996	<p>2・28 捜査終了（軍人の良心発言 現場検証 被害者への聞き取りなど）16名を起訴 傍聴闘争 被疑者側、多くの傍聴者を雇い裁判を妨害 被害者ら大挙傍聴 8.26 一審判決、全斗煥に死刑、盧泰愚に22年半の懲役刑判決</p>
1997	<p>最終判決 全斗煥無期 盧泰愚17年刑（18名に有罪判決） 12・22 全斗煥・盧泰愚に恩赦 「5・18」、国家記念日、慶祝の日となる</p>
1998	<p>金大中、大統領就任</p>
1999	<p>5・18自由公園できる</p>
2001	<p>5・18記念文化センターできる</p>
2002	<p>望月洞墓地、国立5・18民主墓地となる</p>
2007	<p>映画「華麗なる休暇」</p>

(波多野淑子)

第 2 1 回交流会 光州大会 実施要

テーマ「終わりになき歴史、光州と向かい合う教育」

日時 2015年7月31日(金)～8月3日(月)(3泊4日)

場所 大韓民国 光州5・18教育館

光州広域市西区尚武ヌリ路78, 致平洞1161-7番地

電話 +82-62-613-5187

参加費

300,000ウォン程度の予定・学生割引あり (予定)

参加者は、会費(年3000円)の納入もお願いします。

部分参加者は実費徴収。現地までの交通費は別途自己負担。

現地で徴収します。(参加費はウォン、会費は円をお願いします。)

必要事項を記入メールで返信してください。

FAXでもかまいません。

メール larrabee1991@yahoo.co.jp (藤田)

FAX 042-375-0341 (佐藤)宛

*まだ、受け付けています。至急お申し込みください。

*日韓の教育などに関心のある教員・市民の集まりです。ぜひご参加ください。



日程

日付	時間	内容	備考
7月 31日 (金) 開会式	11:30~12:30	金浦空港 日本側歓迎およびバスへ引率	弁当
	12:30~17:30	光州 518 教育館へ移動	休憩所 2回
	17:30~18:00	到着および部屋割、資料集、名札配布	
	18:00~19:20	開会式および夕食	
	19:30~21:00	開会講演:全南大 崔ジョング教授「10日間の光州共同体」	
	21:00~21:20	質疑応答	
	21:20~	国別打ち合わせ	
8月 1日 (土) フィールドワーク	8:00~9:00	朝食(場所:518 教育館食堂)	
	9:00~9:30	バスへ移動	
	9:30~11:30	518 民主国立墓地(望月洞)	
	11:30~11:50	移動	
	11:50~12:50	アジア文化殿堂	
	12:50~14:10	移動および昼食(場所:民俗村 道庁店)	ブルコギ定食
	14:10~15:30	移動および楊林洞近代文化村	
	15:30~18:00	移動および光州トラウマセンター(カン・ヨンジュセンター長特講)	
	18:00~18:30	宿舎へ移動および休憩	
	18:30~19:30	夕食(518 教育館)	
	19:30~	-授業報告者事前打ち合わせ-国別レセプション準備	
8月 2日 (日) 授業報告	8:00~9:00	起床および朝食(518 教育館食堂)	
	9:00~9:40	授業報告 1.(ウ・ジョン先生)	
	9:40~09:50	質疑応答	
	09:50~10:00	休憩	
	10:00~10:40	授業報告 2.(朴鍾善先生)	
	10:40~10:50	質疑応答	
	10:50~11:00	休憩	
	11:00~11:40	授業報告 3.(安藤先生)	
	11:40~11:50	質疑応答	
	11:50~12:40	授業報告に関する全体討論会	
	12:40~13:30	昼食	
13:30~14:40	研究報告 4.池田賢市教授		

	14:50~15:00	休憩	
	15:00~16:20	特講 5.東国大 洪・ユンギ教授「韓国の道徳教育と市民社会」	
	16:20~16:30	質疑応答	
	16:30~16:40	休憩	
	16:40~17:40	道徳教育に関連した全体討論	
	17:40~18:00	写真撮影,整理およびバスへ移動	
	18:20~19:30	レセプション 1 部(場所:韓定食ヌルヘラン)	韓定食
	19:50~21:20	レセプション 2 部(場所:518 教育館 2 階中講義室)	
	21:20~	国別打ち合わせ	
8 月 3 日 (月) 閉会式	8:00~9:00	朝食(518 教育館食堂)	
	9:00~9:30	アンケート記入	
	9:30~11:30	全体反省会(司会:趙恒美)	
	11:30~11:50	集合写真撮影/退室および片づけ	
	11:50~12:40	昼食(518 教育館食堂)	
	12:40~	金浦空港へ移動(5 時間所要予想)	休憩所 2 回

短 信

○日韓合同授業研究会発足当初から、色々と助けていただいた吉峯弁護士が亡くなりました。つい先日、東京教組総会でその姿をお見かけしたばかりなので、驚いています。吉峰事務所でモイムを行っていた時代を思い出します。

○「戦争法案」が衆議院で強行採決されようとしています。連日、国会前や日比谷公園などには多くの人が集まり声を上げています。憲法学者・女性たち・病気を押して声を挙げる者・そして学生達。

学生たちの声をハチ公前で聴きました。その説得力のある真っ直ぐなスピーチは、心に響くものでした。

○1980 年 5 月、光州では学生や市民などが、民主化を求めて権力と対立し、多くの命が失われる出来事がありました。私たちは光州のその後の歩みを学びつつ、私たちの教え子に銃を持たせないために何ができるのかを考えたいと思います。(F)

ウリ 99 号 2015 年 7 月 11 日

日韓合同授業研究会

〒102-0074 東京都千代田区九段南 3-9-11

マールコート麹町 303

事務局連絡先

E-mail : larrabee1991@yahoo.co.jp

会費納入先

郵便振替 00170-1-428530